

自宅で待機する「濃厚接触者」を支援します

市は、保健所から濃厚接触者と判断された人に対して、自宅待機期間中の食料品や日用品の支援を行う「新型コロナウイルス感染症自宅待機者支援事業」を、昨年8月から実施しています。

このたびは、保健所の感染症業務増加により、1月21日から濃厚接触者の判断方法が変更され、学校や事業所などで陽性者が確認された場合は、濃厚接触者の判断を学校や事業所などが行うことになりました。これにより、学校や事業所など

から濃厚接触者と判断され、自宅待機の要請を受けた人も、自宅待機者支援事業の対象になる場合があります。詳しくは、**本**危機管理室（☎22130）へ。

対象 次の①と②両方にあてはまる人

①市内に住所を有し、居住している人

②学校や事業所から濃厚接触者と判断され、自宅で待機している人

支援物資 ▽AセットⅡレトルト食品・インスタント食品・缶詰などの食品と、ティ

ッシュペーパー・マスク・消毒液などの日用品

▽Bセット（育児者向け）Ⅱ粉ミルクまたは離乳食、紙おむつ、消毒液など

▽Cセット（女性向け）ⅡAセット+女性用衛生用品

※いずれも1週間分程度

申請方法 電話で危機管理室へ

生活相談に対応します

自宅待機者の生活相談ケースに応じて、庁内で横断的な対応を行います。

①子どもの養育や高齢者の世話などの相談

②家庭内で感染拡大を防ぐための支援

③小中学校へ行けない間の学習支援

④オンライン学習に必要な機器の貸し出し

感染が疑われる場合 家庭での注意点

家庭内で注意するポイントをまとめた、厚生労働省のチラシを確認してください。

チラシはこちら▼



国保あかぎ診療所を 利用していた皆さんへ

国保あかぎ診療所（赤城町敷島44-7）は、12月17日をもって休止しています。

これまで通院や訪問診療などで利用していたお困りの人は、左記の医療機関案内や健康相談のサービスを利用してください。

現在、休止後の診療所の運営方針について、検討を進めています。方針が決まり次第、「広報しづかわ」や市ホームページなどでお知らせします。

詳しくは、**本**保険年金課（☎22461）へ。

受診できる 医療機関を案内

渋川広域消防本部
救急病院等案内
テレホンサービス
☎23-0099

困ったときの 健康相談サービス

しづかわ
健康ダイヤル24
☎0120-377-240



1月1日付で 人権擁護委員が委嘱されました

法務大臣から次の3人が人権擁護委員に委嘱されました。

▽飯島八千代さん（伊香保地区・再任） ▽兵藤幸子さん（赤城地区・再任） ▽池田由美子さん（赤城地区・新任）

人権擁護委員は、法務大

臣から委嘱を受け、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしている民間のボランティアです。市では18人の人権擁護委員が活動しています。

詳しくは、**本**地域包括ケア課（☎22250）へ。

■支援までの流れ

- ① 「濃厚接触者」と判断された人が市に支援を希望する旨を連絡
※市役所危機管理室へ電話してください。学校・事業所などの聞き取りをします
- ② 市から、学校・事業所などへの電話確認
※濃厚接触者の判断状況について電話で確認します
- ③ 支援物資の配達などについての調整
※確認がとれた人に市が連絡し、支援品の配達日や配達方法について調整します
- ④ 支援物資の配送
※配送指定日の指定時間に、市職員が自宅に支援物資を置き配します
- ⑤ 配送完了の連絡
※配送の完了後に、市から配送完了の電話をします

令和4年度預かり保育などの無償化申請受付を開始

幼稚園などの預かり保育や、認可外施設などを4月から新たに利用する子どもが無償で施設を利用するには、「施設等利用給付認定」を受けるための申請が必要です。

すでに施設等利用給付認定を受けている人は、改めて申請する必要はありません。



詳しくは、**本**こども課(☎2415)へ。

対象施設・事業 ▽預かり保育事業(幼稚園・認定こども園の在園児対象)

▽認可外保育施設

▽一時預かり事業

▽病児保育事業

▽ファミリー・サポート・センター事業

対象要件 教育認定(1号)を受けている子どもまたは未就園の子どものうち、次のいずれかに該当し、家庭での保育が困難である人

▽就労(月60時間以上)

▽妊娠・出産

▽保護者の疾病・障害

▽同居または長期入院している親族の介護・看護

▽求職活動

▽就学・訓練

▽災害復旧

▽虐待やDVの恐れがある

申請方法 申請書類に必要事項を記入し、直接こども課へ ※申請書類は、2月1日からこども課窓口で配布しています(しぶかわ子育て応援ナビからダウンロードできます)



▲こちらからダウンロードできます

申請期間 2月14日(月)～25日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

子育て世帯等臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている子育て世帯を支援するため、給付金を支給しますので、給付申請をしてください。なお、すでにこの給付金を受け取っている人と申請済みの人は申請不要です。

詳しくは、**本**こども課(☎2415)へ。

対象 平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童を養育する人

※令和3年度所得が児童手当の所得制限限度額を超えている場合支給されません

給付額 児童1人につき10万円

申請方法 しぶかわ子育て応援ナビを確認するか、こども課へ問い合わせてください

申請期限 3月31日(木)(消印有効)

しぶかわ子育て応援ナビはこちら



市役所窓口用封筒の無償提供者を募集します

市民サービスの向上と経費の削減を図るため、市役所窓口用封筒の無償提供者を募集します。

無償提供者は、封筒の一定範囲に広告(無償提供者が募集した広告を含む)を掲載することができます。

詳しくは、**本**デジタル行政推進課(☎8414)へ。

封筒の規格・予定枚数

▽A4サイズの書類が入る

大きなサイズの封筒(3万7100枚)

▽A5サイズの書類が入る

大きなサイズの封筒(7500枚)

※ふたのないものも可

封筒に記載内容

▽市からの案内

▽広告

封筒の使用期間 7月1日(金)～令和5年6月30日(金)(1

年間)

応募資格 企業、個人事業者または商店街組合などの連合体

申込方法 申込書(デジタル行政推進課または市ホームページ)に必要書類を添えて、郵送または持参でデジタル行政推進課(〒377-8501・石原80)へ

※受付時間は、午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

※郵送の場合は、一般書留または簡易書留で送付

募集期限 2月28日(月)必着

その他 広告の内容などについて、一定の基準があります。詳しくは、募集要項(デジタル行政推進課または市ホームページにあります)を確認してください

封筒記載例



▲市ホームページはこちら